

# 4 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

No.	取 組 名	担 当	ページ
4-1	広報川越を活用した情報提供	広報室	91
4-2	市公式ホームページを活用した情報提供	広報室	94
4-3	プレスリリース	広報室	95
4-4	防災行政無線を活用した情報提供	防災危機管理室	96
4-5	街頭キャンペーン	総合政策部政策企画課	97
4-6	偏見・差別関係の啓発	総務部人権推進課	99
4-7	偽・誤情報対策	市民部広聴課	101
4-8	外国人への情報提供	文化スポーツ部国際文化交流課	102
4-9	事業者・飲食店・大学等への情報提供	保健医療部保健医療推進課 文化スポーツ部文化芸術振興課 文化スポーツ部国際文化交流課 産業振興部産業振興課	103
4-10	議会への報告	保健医療部保健医療推進課 保健医療部保健予防課	104
4-11	その他の情報提供	保健医療部保健医療推進課	105



No.	取組名	広報川越を活用した情報提供
4-1	担当	広報室

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、同感染症への対応について、全戸配布を行う広報川越により、市民に周知することとした。

また、国の緊急事態宣言を受け、号外を発行することで即時性が必要な情報を広く市民に周知することとした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

市内全世帯に広報川越で周知を図った。

掲載時期	掲載内容
令和2年2月10日号	電話相談窓口
25日号	感染予防策
3月10日号	県民サポートセンターの開設
25日号	電話相談受付時間の変更
(号外) 4月13日	緊急事態宣言発出に係る行動自粛、感染予防
5月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の相談窓口、融資、給付窓口</li> <li>・感染症便乗詐欺の注意喚起</li> <li>・行政手続きの郵送手続案内</li> <li>・商工会議所の飲食店応援サイト</li> </ul>
6月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附の受付</li> <li>・水道料金の免除</li> <li>・税の徴収猶予</li> <li>・国民年金保険料の免除</li> <li>・外出自粛中の健康づくり</li> <li>・給付金、支援金、貸付、相談窓口</li> </ul>
7月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質商法注意喚起</li> <li>・各種保険料の減免</li> <li>・手当の支給</li> <li>・イベント・施設の休止</li> <li>・「新しい生活様式」での熱中症予防</li> <li>・避難所の感染対策</li> </ul>
8月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触確認アプリ</li> <li>・給付金・税の徴収猶予・融資</li> <li>・詐欺対策</li> <li>・保育料補助</li> <li>・感染防止</li> <li>・人権啓発</li> </ul>

10月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GoTo トラベル事業</li> <li>・分娩前ウイルス検査費用の助成</li> <li>・税の徴収猶予</li> </ul>
11月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GoTo キャンペーン</li> <li>・インフルエンザとの同時流行の備え</li> </ul>
12月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税の軽減</li> <li>・中小企業の相談窓口</li> <li>・受診方法・相談窓口の変更</li> <li>・「新しい生活様式」の実践</li> </ul>
令和3年1月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策</li> <li>・受診方法</li> <li>・接触確認アプリ</li> <li>・差別・偏見の啓発</li> <li>・こころの不調相談窓口</li> </ul>
2月号	給付金
3月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種</li> <li>・コールセンター設置</li> <li>・詐欺注意喚起</li> </ul>
4月号	ワクチン接種開始
5月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種予約方法</li> <li>・給付金</li> <li>・エアコン購入助成</li> <li>・中小企業支援金</li> </ul>
6月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料補助</li> <li>・国民年金保険料の免除</li> <li>・ワクチン接種スケジュール</li> </ul>
7月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン情報</li> <li>・こころの相談窓口</li> <li>・給付金</li> <li>・避難所の感染対策</li> </ul>
8月号～令和5年4月号	主にワクチン情報、感染予防、傷病手当金延長など
5月号	5類感染症に移行
6月号～9月号	主にワクチン情報
10月号	公費支援の見直し
11月号～令和6年3月号	主にワクチン情報
4月号	公費負担終了
9月号	定期予防接種開始

### 【3. 効果】

感染症に係る支援やワクチン接種に必要な手続きの情報提供をすることで、市民の生活維持、感染拡大防止に寄与した。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

国の対応方針に合わせて情報発信をする流れのため、広報川越発行のタイミングで定まっている情報と不確定な情報を精査する必要があった。その点の対応として、可能な限り発行間際まで情報を精査することや、号外を発行するなどした。

#### 【5. 国・県との関連】

国・県からの情報に基づき情報提供を行った。

#### 【6. 事業費】

事業費 2,836,633 円（令和2年度 号外配布に係る費用）  
財 源 一般財源  
予算措置 流用

No.	取組名	市公式ホームページを活用した情報提供
4-2	担当	広報室

### 【1. 背景と目的】

随時更新される新型コロナウイルス感染症に関する情報について、分かりやすく市民に周知するため、各所属が発信する情報を一元的に取得できる特設ページの設置等により市公式ホームページを活用した情報提供を促進することとした。

### 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年2月から令和5年の5類感染症移行の時期まで、市公式ホームページ内に新型コロナウイルス感染症関連の特設ページを設置したほか、トップページに当該ページへリンクするバナーを設置した。

### 【3. 効果】

即時性を必要とする情報に、市民がアクセスしやすい環境を整えることができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

特に周知を必要とする他の事業等のバナーを設置するため、スライダー画像の枚数を増やし対応した。

### 【5. 国・県との関連】

国や県の関連情報のページへのリンクを貼るなど、市民が必要とする情報にアクセスしやすい環境を整えた。

No.	取組名	プレスリリース
4-3	担当	広報室

### 【1. 背景と目的】

全国的な感染状況の把握と情報開示を行う一環として、報道機関へ市内感染者数等の情報提供を行った。

### 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年3月から令和4年9月まで感染者数・死亡者数・クラスター発生の状況について、令和4年10月から令和5年4月まで死亡者数・クラスター発生の状況について情報提供を行った。

また、情報提供の方法として令和2年3月から5月にかけて市長記者会見によって情報提供を行い、同年5月以降、プレスリリースとして電子メール、ファクス、電話により記者へ情報提供を行った。

### 【3. 効果】

市内の感染状況等が報道されることにより、市民への注意喚起となり、感染拡大防止の推進に寄与した。

### 【4. 実施上の課題と対応】

記者会見では体温の計測や手指消毒、会見場が密にならない工夫をするなど感染拡大防止策を講じて実施した。

日々の感染者数等の情報を提供できる形に整えるのが夕方となり、報道機関が翌日の朝刊に掲載するまでの時間がタイトになるため、電子メール、ファクスに加えて、個別に電話連絡することで確実に情報を伝えた。

### 【5. 国・県との関連】

最終的に国が取りまとめている市内の感染者数等の情報を提供した。

No.	取組名	防災行政無線を活用した情報提供
4-4	担当	防災危機管理室

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、外出の自粛要請や緊急事態宣言の発出について広く市民に周知を図る必要性から、防災行政無線を活用することとしたもの。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●外出自粛要請に関する放送

実施時期：令和2年4月～5月

放送回数：41回

### ●緊急事態宣言に関する放送

実施時期：令和3年1月～3月、令和3年8月

放送回数：19回

### ●まん延防止等重点措置に関する放送

実施時期：令和3年5月

放送回数：1回

### ●ワクチン接種の予約に関する放送

実施時期：令和3年5月

放送回数：2回

### ●不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛に関する放送

実施時期：令和3年7月

放送回数：1回

### ●新型コロナウイルス感染症の拡大防止のお願い（市長メッセージ）

実施時期：令和3年8月～9月、令和4年4月

放送回数：12回

No.	取組名	街頭キャンペーン
4-5	担当	総合政策部 政策企画課

## 【1. 背景と目的】

### ①令和3年1月～3月開催分

埼玉県が東京都、神奈川県、千葉県と一都三県で政府に対し緊急事態宣言の発出を要望したことから、県民に対し午後8時以降の不要不急の外出自粛を広く呼びかけることについて、県から協力を求められたもの

### ②令和3年4月28日開催分

同日から、「まん延防止等重点措置」の適用区域が拡大されたことから、感染防止対策へのより一層の協力を呼び掛けるもの

### ③令和3年8月開催分

県内・市内で新型コロナウイルス感染症の感染が増加傾向にあり、感染防止対策のより一層の徹底を市民及び観光客に呼びかけたもの

### ④令和3年9月13日開催分

緊急事態宣言延長初日に外出自粛キャンペーンについて呼びかけ、チラシを配布したもの

### ⑤令和3年10月開催分

緊急事態宣言が9月30日をもって解除となったが、一都三県では新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、10月1日から24日を「リバウンド防止措置期間」として、感染防止対策の取組の一環として、街頭において感染防止対策の徹底を市民及び観光客に呼びかけ、チラシを配布したもの

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①令和3年1月～3月開催分（1月8日～3月16日）

川越駅・川越市駅・本川越駅周辺等の中心市街地にて、横断幕、看板の掲示、ビラの配布、声掛けを県職員とともに合計13回実施した。市長や県知事、商工会議所会頭が自ら呼びかけたこともあった。

## ②令和3年4月28日開催分

川越駅にて、県議会や商工会議所の協力を得て、県職員とともに新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を呼びかけ、チラシの配布を実施した。市長や県副知事も呼びかけに参加した。

## ③令和3年8月開催分（8月20日～8月26日）

川越駅・川越市駅・本川越駅にて、市議会や消防組合の協力を得て、横断幕、看板の掲示、ビラの配布、声掛けを合計5回実施した。市長または副市長が呼びかけに参加した。

## ④令和3年9月13日開催分

川越駅にて、市議会や県議会及び商工会議所の協力を得て、県職員とともに緊急事態宣言延長初日に外出自粛キャンペーンについて呼びかけ、チラシを配布した。市長や県副知事も呼びかけに参加した。

## ⑤令和3年10月開催分（10月7日～9日）

川越駅、本川越駅及び川越まつり会館前・元町休憩所前にて、市議会や消防組合及び商工会議所の協力を得て、横断幕、看板の掲示、ビラの配布、声掛けを合計3回実施した。市長または副市長が呼びかけに参加した。

## 【3. 効果】

それぞれの取組を通じて、新型コロナウイルス感染症予防対策、外出自粛、まん延防止等重点措置等について、市民や観光客に広く周知・啓発を実施することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

県からの協力依頼が実施日から間がなく発出されたことから、動員等の準備の時間的余裕がさほどない中での実施であった。

## 【5. 国・県との関連】

県からの依頼に基づき実施した。

## 【6. 事業費】

なし ※横断幕は、庁内のプロンプターで作成し、オリンピックで使用した横断幕に貼り付けて使用した。看板、周知ビラは内製したため、事業費として計上したものはない。

No.	取組名	偏見・差別関係の啓発
4-6	担当	総務部 人権推進課

### 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者やその家族、海外からの帰国者、外国人、医療従事者等に対する誹謗中傷や、根拠のない差別的な書き込みがインターネット等で広がった。

市では、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、ポスターやリーフレットを配布し、冷静な行動を呼びかけるとともに、新型コロナウイルス感染症に関連して人権侵害を受けた場合の相談窓口について周知した。

### 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年5月	人権への配慮について、市公式ホームページに掲載 人権への配慮について、市作成ポスターを配布
6月	人権問題に関する相談窓口について、広報川越に掲載
9月	人権侵害への注意喚起及び相談窓口について、広報川越に掲載
10月	コロナ差別の防止について、県作成リーフレットを配布
令和3年3月	新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別等防止について、県作成ポスターを配布
令和4年6月	新型コロナウイルス感染症と人権について、法務省・全国人権擁護委員連合会作成リーフレットを配布

### 【3. 効果】

ポスターやリーフレットをさまざまな施設で掲示・配布することで、多くの市民等に対して人権侵害への注意喚起、及び、相談窓口の周知をすることができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷・差別等の人権侵害は、日々さまざまな場面で発生することが危惧されたため、少しでも多くの市民等の目に留まるよう市施設や市内学校、自治会掲示板など幅広い施設に対しポスターやリーフレットの掲示・配布を依頼した。

## 【5. 国・県との関連】

人権に関する相談窓口として法務省の人権相談ダイヤル等を周知した。また、県や国が作成したポスター・リーフレットを活用した。

No.	取組名	偽・誤情報対策
4-7	担当	市民部 広聴課

### 【1. 背景と目的】

世間的に関心の大きい事件等が発生すると、便乗して金銭をだまし取ろうとする悪質商法や詐欺等が発生する傾向があり、コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に感染症に関連した消費者被害が発生していたことから、感染症に関連する消費者被害の低減を図るため実施した。

### 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年7月に、市公式ホームページにて感染症に関連する詐欺被害についての注意を促す情報を公開した。

### 【3. 効果】

消費者被害等の低減が図れた。

### 【4. 国・県との関連】

県や国からの情報提供等を受けて、市公式ホームページへ掲載した。

No.	取組名	外国人への情報提供
4-8	担当	文化スポーツ部 国際文化交流課

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を、外国籍市民に多言語で提供する。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

第1波から第8波までの間、多言語チラシ、市公式ホームページ等を活用して、外国籍市民に感染防止対策、ワクチン接種等に関する情報を提供した。

また、災害時に避難所における情報提供及びコミュニケーションをスムーズに行うため、新型コロナウイルス感染症に対応した多言語シートを令和2年度に作成した。

さらに、多言語で情報提供及びコミュニケーションを行うため、令和4年度以降、タブレット端末を介したオンライン通訳支援サービスを利用している。

## 【3. 効果】

外国籍市民の不安を軽減し、感染を防止する効果がある。

## 【4. 実施上の課題と対応】

市内には80を超える国籍の約1万人の外国籍市民が住んでおり、日本語でのコミュニケーションに不安をもつ外国籍市民に、必要な情報を伝えることが課題である。

## 【5. 国・県との関連】

県が9言語で作成した新型コロナワクチン接種についてのチラシを、市有施設等に設置した。

## 【6. 事業費】

事業費 1,778,150円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年3月補正（第14号）、令和4年度予算（流用）

No.	取組名	<b>事業者・飲食店・大学等への情報提供</b>
4-9	担 当	保健医療部 保健医療推進課・文化スポーツ部 文化芸術振興課・国際文化交流課・産業振興部 産業振興課

感染対策については、市民に広く呼びかけるとともに、感染状況に応じて対象を絞った情報提供を行い、より効率的な周知となるよう努めた。

### 【商工団体等（飲食店）】（保健医療推進課・産業振興課）

令和2年6月中旬以降、感染者が増加傾向にあり、特に東京都において、いわゆる「夜の街の接待を伴う飲食店」で感染するケースが多数確認された。7月には、その対策として保健所設置自治体首長会議共同宣言や県からの特措法に基づく協力要請が出された。市はその内容を、商工会議所・市内商店会・川越市保健所管内食品衛生協会・特定建築物所有者等の協力を得て、事業者へ通知した。

令和2年11月・12月には、感染の拡大に伴い、県が特措法に基づく協力要請を出したことを踏まえ、市はその内容を、商工会議所・市内商店会・川越市保健所管内食品衛生協会・特定建築物所有者等の協力を得て、事業者へ通知した。

### 【大学】（保健医療推進課・文化芸術振興課）

令和2年11月以降、市内では多くの感染者が発生しており、クラスターも発生した。市では、令和2年12月に市内大学に資料を送付して、飲み会、寮生活、課外活動等でクラスターが発生しやすい大学生に対する感染予防対策の啓発を依頼した。

### 【外国人】（保健医療推進課・国際文化交流課）

令和2年12月に、外国籍市民関係団体に資料を送付して、市内在住の外国籍市民に対する感染予防対策の啓発を依頼した。

また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、令和2年10月30日以降、10回以上「在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」として、在留外国人が自国の伝統や風習に基づいてお祭りを行う際、言語の壁によって適切な感染防止策が取れない事態を防ぐため、速やかに感染防止策を周知するよう依頼があり、機会を捉えて情報提供に努めた。

「外国人への情報提供」の詳細については、No. 4-8 参照。

No.	取組名	議会への報告
4-10	担 当	保健医療部 保健医療推進課・保健予防課

市民の代表者である川越市議会に対しては、議会報告等により、迅速に正しい情報を発信するよう努めた。

## 【議長報告】

### ①新型コロナウイルス感染症患者に関する情報

新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染症法第16条に基づき、新規陽性者や死亡者、クラスターの情報を議長報告や報道発表を通じて公表した。初期には情報公開に時間的制約があり、詳細な調査が必要で、多大な労力がかかったことが課題であった。積極的に情報公表を行う必要がある一方、個人のプライバシーに配慮する必要があった。

報告方法は、平日は保健予防課職員が本庁舎で議長報告を行い、その後広報室から報道発表する形だった。当初は休日も職員が出勤して報告していたが、方法の見直し、文書共有システムやFAX及び電子メールで対応したため、休日の職員は減少した。

令和4年9月の陽性者情報の詳細把握終了に伴い、これまでの報告方式は終了し、以降は医療機関からの陽性者総数のみを議会事務局に電子メールで提供した。5類移行後は、陽性者の把握方法が定点把握となったことにより、議会事務局への情報提供は終了した。

### ②その他の情報

重要な情報については、各部署から随時報告を行った。

例) 警戒本部・対策本部の設置、検査・相談体制、ワクチン接種、  
イベントの中止、施設の休止、給付金・支援金等の支給 等

報道発表については、No. 4-3 参照

## 【川越市議会災害対策支援会議】

詳細は、(1)実施体制（参考）「市議会における対応」参照。

## 【委員会報告】

主に、学校の感染状況や感染対策等について、常任委員会で報告を適宜行った。  
(令和2年6月議会～令和4年3月議会の間で合計4回)

No.	取組名	その他の情報提供
4-11	担 当	保健医療部 保健医療推進課

本市では、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、基本的な感染対策やワクチン接種についてなど、適時適切な情報をさまざまな媒体を利用し広報してきた。

市の媒体としては、市長自らが感染対策の徹底等と呼びかける街頭キャンペーンや、広報川越、市公式ホームページ、市公式 SNS などを活用した広報を行った。

※広報川越・市公式ホームページ・市公式 SNS は随時活用していたため、特記事項があった場合のみ記載している。なお、広報室の取組については No. 4-1、4-2、4-3 参照。

### 【第 1 波】

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のチラシを自治会回覧した。
- ・広報川越号外を発行、全戸に配布した。
- ・市公式ホームページに市長メッセージの公開を開始した。
- ・週末の外出自粛について、テレビ埼玉データ放送や防災行政無線放送により周知した。

### 【第 3 波】

- ・市内の新型コロナウイルス感染症の最新動向を市公式ホームページに公開した。
- ・新型コロナウイルス感染状況を公共施設に掲示した。
- ・防災行政無線放送により、緊急事態宣言について周知した。

### 【第 4 波】

- ・防災行政無線放送により緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の周知、ワクチン接種に係る情報提供を実施した。
- ・ラジオ川越により、ワクチン接種に係る情報提供を実施した。

### 【第 5 波】

- ・新型コロナウイルス感染症関連の情報発信のため、川越市 LINE 公式アカウントを公開した。
- ・感染症対策に係るチラシを作成し、関係団体に配布した。また、自治体掲示板に掲示した。
- ・防災行政無線放送により緊急事態宣言及び外出の自粛について周知するとともに、市長による感染防止対策の徹底に係るメッセージを放送した。
- ・ラジオ川越により緊急事態宣言及び外出の自粛について周知するとともに、市長による感染防止対策の徹底に係るメッセージを放送した。

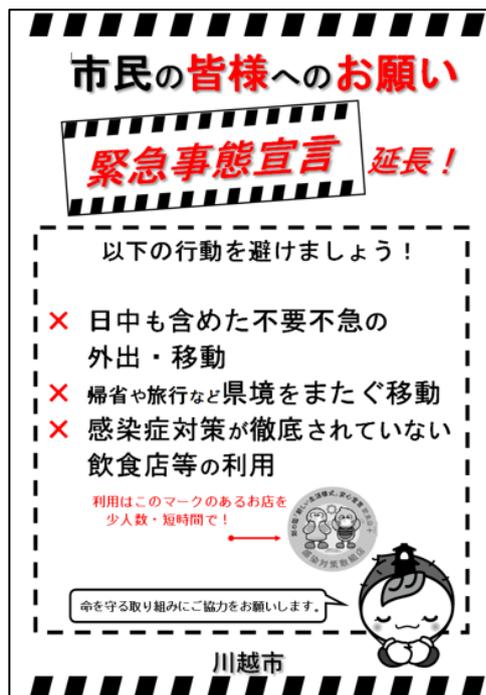
- ・アトレ通路モニターに感染防止対策の徹底に係るポスターを掲示した。
- ・感染防止対策を呼びかける街頭活動を実施した。

## 【第6波】

- ・防災行政無線放送により感染防止対策の徹底に係る市長メッセージを放送した。
- ・アトレ通路モニターに感染防止対策の徹底に係るポスターを掲示した。

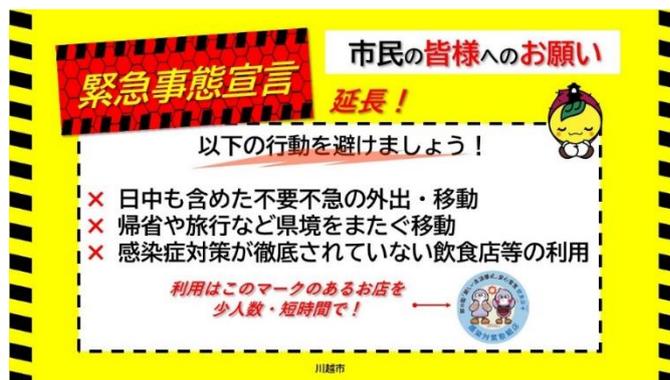


街頭活動チラシ（第5波）



自治会向けチラシ（第5波）

アトレ通路モニターポスター  
（第5波）



# 5 水際対策

No.	取 組 名	担 当	ページ
5-1	水際対策	保健医療部保健予防課 保健医療部保健医療推進課	109



No.	取組名	水際対策
5-1	担 当	保健医療部 保健予防課・保健医療推進課

## 【入国者に対する健康相談・健康観察】

### ●川越市帰国者・接触者相談センター

- ・令和2年2月4日  
保健所に「川越市新型コロナウイルス相談専用電話」を開設  
(令和2年3月1日「川越市帰国者・接触者相談センター」に名称変更)
- ・令和5年5月8日  
5類移行に伴い、川越市帰国者・接触者相談センターを廃止

### ●帰国者・接触者外来

- ・令和2年5月1日  
市内2箇所の医療機関に帰国者・接触者外来が設置される。  
川越市医師会の協力により徐々にその数が増え、検査体制が整えられた。  
帰国者・接触者外来に協力した医療機関に対して交付した補助金の詳細はNo.8-2-1参照。

### ●健康観察等

- ・入国者は、入国後の健康観察期間中の健康状態を国の入国者健康確認センターに報告することとされていたが、健康観察中に症状を呈した場合には居住地（滞在地）を管轄する保健所に連絡が入るため、川越市保健所で受診調整、以降の健康観察を行っていた。
- ・入国者等のうち陽性と判明した者が航空機搭乗時に感染性を有していた場合は、搭乗者リストより当該陽性者と濃厚接触している可能性のある者について、健康観察等を実施した。

## 【オミクロン株の発生による緊急搬送体制】

感染力の強いオミクロン株の水際対策として、入国陽性者（デルタ株陰性）と同一機内（後に前後2列に変更）に搭乗していた者は濃厚接触者と認定された。その結果、川越市内に住所がある濃厚接触者が確認された場合は、空港の検疫所から濃厚接触者用の県指定ホテル等への搬送業務が相次いだ。

なお、検疫所から宿泊施設まで陸路で6時間以内の場合は、濃厚接触者の住所地を管轄する保健所が搬送を担うこととなった。そのため、本市においても遠方からの搬送が生じることとなり、民間救急事業者を活用して対応した。